

# 年

未調整や確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の証明書の添付が必要です

- ① 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

納付した全額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

- ② 控除証明書は毎年11月初旬に送付されます

このため、生命保険会社等が発行

# 広

## 域センター建設 推進課たより

多久市は、人口に対するごみ量が年々増加しています。ごみはなぜ減らないのかを考えてみましょう。

\*ごみの量が多いのはどうして？

家庭ごみの中でも、紙やプラスチックで出来た容器・包装が大量に捨てられています。（例えば、コンビニ弁当の容器、紙やプラスチック皿・コップ、レジ袋など）使い捨て

のものは便利ですが、ごみの增加に拍車をかけています。  
\*ごみを減らすには？

ごみを減らす方法の基本は「ごみを買わない」とこと、無計画な買物などはしないようにしましょう。いらぬものをごみとして捨てる前に何かに使えないか考えてみましょう。

\*ごみを減らすための「5R」

①リユース（止める） 家庭にごみとなるものを持ち込まないよう

に、レジ袋・包装・割りばしなどをもらわない。（出前や弁当なども「マイはし」で食べる。）

\*無駄をなくす

まずは、生活の中に無駄使いがないか見直してみましょう。それでもごみになるものは必ず分別して、リサイクルのできるものは活用するなど、できることは少しづつでも実践していきましょう。

## 「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」



また、夕暮れ時や夜間には、歩行者や自転車利用者は明るい服装を心がけ、反射材を身に付け、自転車のライトは早めに点灯しましょう。

する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）が、社会保障庁から毎年11月初旬に送付されます。証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。  
納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

■問い合わせ 佐賀社会保険事務所  
☎ 31-4191  
多久市 市民生活課 国保年金係  
☎ 75-6116

### ③ 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めで保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

したがって、結果として、平成19年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。年末調整または確定申告の際は必ずこの証明書や領収証書を添付してください。

## 夕暮れ時の早めの ライト点灯運動 実施中

10月1日(月)から12月31日(月)まで、夕暮れ時の早めのライト点灯運動が実施されています。

日没が早まり、夕暮れ時は歩行者や自転車等が大変見えにくくなりますが、夕暮れ時に早めにライトを点灯すれば、運転者自身が歩行者や自転車等を早く発見できるだけでなく、歩行者や自転車等も走行中の自動車を早く発見できるなど、交通事故の危険性を減少させることができます。

また、夕暮れ時や夜間には、歩行者や自転車利用者は明るい服装を心がけ、反射材を身に付け、自転車のライトは早めに点灯しましょう。

繰り返し使う。欲しい人に譲る。

■問い合わせ 小城市広域清掃センター  
☎ 73-18816

建設推進課  
☎ 75-6116